

令和5年（行ウ）第11号 修繕代金返還請求事件

原告 吉岡政昭

被告 安平町長 及川秀一郎

原告第1準備書面・原告第2準備書面（訂正分追加）

令和5年8月21日(月)

札幌地方裁判所民事第5部合議係 御中

原告 吉岡 政昭 印

第1 原告の主張の基本点

- 1, 認定子ども園の床の修理は、大規模な修理ではない。
従って、工事費の負担は、協定書により、リズム学園の負担である。
そもそも、「大規模」とは、いかなる「規模か」が定義されておらず、不明である。
因みに、建築基準法・建築基準法施工令は、それぞれ目的は違うが、「大規模」の定義に関し定量的な「示唆」がある。
- 2, 仮に認定子ども園の床の修理が、「大規模」だったとしても、安平町とリズム学園の間で「経費負担に関する協議」を行った事実を物的証拠によって確認できない。
果たして、どんな協議をしたのか、双方の主張が不明である。 また、いかなる資料を持ち寄り「協議」したのかも不明である。
- 3, 仮に、安平町とリズム学園の間で、「経費負担の協議が行われた」としても、「全額、町負担」としたのは、どのような協議によるものか。 いかなる根拠によるものか不明。根拠に正当性を確認できない。「不当な支出」と主張する。
- 4, 「子ども園」に隣接する類似施設の「児童館」の協定書を「子ども園」にも適用させていないか。 真相解明が急がれる。

「・・・児童館の指定管理協定の中に、一応3万円という基準がありますので、そちらを参酌して公私連携協定の方でも、「適用、運用」させて頂いているのが現状です。」
総務常任委員会（R3・3・1）

「適用、運用」させて頂いているのが現状です。」とは、
「過去、現在」とも、「適用、運用」してきた、と言う意味ではないか。

町長、教育次長、主幹のいずれも、3万円を協議の「基準、目安」と発言している。「児童館」の協定書に従った為に「子ども園」の協定書による「協議」が「省略」をされたのではないか。支払の実態に疑念が沸く。

第2 原告の「訴状」と被告の「答弁書」の対立点（I）

(I) 基本協定書の『条文理解』の問題点の指摘	
「訴状」による原告の指摘	「答弁書」の回答・弁明
<p>1, 基本協定書の『条文理解』の誤りを ①②③④⑤⑥⑦に分けて主張した。</p> <p>④将来、問題となることが十分予想されるはずの肝心な「大規模」の定義がなされていない。その為、「ご都合主義でいい加減な修理費負担」の問題が生まれている。</p> <p>⑤「建築基準法」にある『大規模の定義』《主要構造物の過半の修繕》を重要な判断基準とすることも選択肢の1つとなる』</p> <p>⑥この度の床の修理は、『大規模な改築や改修等』に当たらない。 従って、安平町とリズム学園の『工事費の負担割合』を決める協議の対象にはならない。』</p> <p>⑦床の修理の規模は、大規模でないので、『協議不要』となる。故に、この度のリズム学園の床の修理代の負担は、基本協定第6条（3）によって、<u>全額『リズム学園の負担』となるべきものだ。</u></p>	<p>①ないし③は、認める。</p> <p>④「将来、問題となることが十分予想される」「ご都合主義でいい加減な修理費負担」との<u>評価については争う。</u></p> <p>⑤『重大な欠陥を持った協定書』との評価及び本件について「建築基準法」に示してある『大規模の定義』を重要な判断基準とすることも選択肢の1つとなる』との意見は<u>争う。</u>ただし、建築基準法第2条第1項5号によれば、主要構造部から「最下階の床」は除くものとされている。</p> <p>⑥計算値自体は争わず、本件修理が建築基準法上の大規模の修繕に該当しないことは認めるが、安平町とリズム学園の「工事費の負担割合を決める協議の対象にはならない」との結論は争う。</p> <p>⑦否認ないし争う。</p>

第3 原告の「訴状」と被告の「答弁書」の対立点と私の意見

「答弁書に対する反論・指摘Ⅰ」 ④⑤

- ④**現在の「混乱の事実」自体が、原告の『評価』を裏付けている。また、後述するように「床の劣化」の責任を町立時代の「こども園」に押しつけている。6年間の町立時代の「こども園」よりも後半1年3か月長く利用してきたリズム学園の「瑕疵によるものではない」と具体的根拠を示さずに断定し、町による「床の修繕費全額負担」

を「問題ない」とする一方、別の施設「児童館の規則」を適用させてきた（※）など、これらを「ご都合主義」で「いい加減な修理費負担」と言わずして何と云うべきなのか。

※「そちら（児童館の協定）を参酌して公私連携協定の中でも適用、運用させていただいているのが現状です」・・・総務常任委員会答弁

⑤「定義が不明確」な為に生じた「見解の対立」は、協定書の重大な欠陥の反映である。また、「建築基準法」にある『大規模の定義』を重要な判断基準とすることも選択肢の1つと被告側に提起し共通理解を求めたものである。

この度の「答弁書」にもある「建築基準法第2条第1項5号によれば、「主要構造部」から「最下階の床」は除くものとされている」の記述の内容は、実は私の方から住民監査請求した際、監査委員会に「事実証明⑦」として添付していた資料にも、掲載されているもので、先刻承知のことであった。

《私が期待したこと》

この事は、監査委員会が私の要求を棄却する根拠に必ず加えると予想されたことであったが、私が最も期待し注目して欲しかった点は、協定書に定義されていない「大規模」の用語が、法律上で面積、柱等の数量の「過半」として「定量的」に定められることの意義を認識し共通の土俵とすることを期待してしまったことだ。

「建築基準法施行令」について

また、「事実証明⑦」にも記載していたことだが、建築基準法では、「主要構造部」とは、「防火上の主要な構造部分」の事を意味するが、しかし、建築基準法の下位法である「建築基準法施行令」では、「構造耐力上主要な部分」（第1条）として「建築物の自重、積載荷重、振動、衝撃を支えるもの」と「役割指定」を行っている。なお、この「建築基準法施行令」には、監査委員会【監査結果通知】で述べた「建築物の構造上重要でない最下階の床は主要構造物から除く」などの記述はない。

他方、園児の多様な活動による振動、衝撃、さらに積載荷重など十分予測される「認定こども園」の園児の活動の特性を考慮した時、「既存の床の上に床材を貼り付けるもの」でも、「建物の構造に手を加えるものである」と同等の重要性があり、「建築物の構造上重要」な事として位置づけることが出来る。

これは「建築基準法施行令」の立法目的に資することになる。

いずれにしても、「大規模」という概念が「数量化」されることへ

の共通認識に期待が生まれたのだ。

「答弁書に対する反論・指摘Ⅱ」 ⑥⑦

⑥⑦・・・「⑥と⑦は、不離一体なのです。」

「答弁書のこの部分の趣旨」の整理を次のようにしておきたい。

「答弁書の内容」

「計算数値自体は争わず、本件修繕が建築基準法上の大規模の修繕に該当しないことは認めるが、安平町とリズム学園の「工事費の負担割合を決める協議の対象にならない」との結論は争う、とある。

条文を「字面」通りに理解すれば、

「大規模」でなければ、「費用分担の協議」の対象にはならないのだから、被告が「大規模に該当しない」と認めるのであれば、必然的に「協議の対象にならない」との結論となりそれを争うとするのは、論理の矛盾ではないか。

協定書の条文の復習。

(2)ただし、共有部分にかかる経費及び大規模な改築や改修等の経費負担は、甲(安平町)と乙(リズム学園)の協議のうえ定める。と、あります。

本来は、基本協定の「但し書き」に従えば、「修繕場所が大規模であった場合は、「経費負担は、甲(安平町)と乙(リズム学園)の協議のうえ定める」こととなります。

しかし、**修繕場所が、「大規模でない場合」は、「条文」の「ただし」の前の(1)に戻って解釈をすることになります。**

つまり、「**・・・建物の維持管理に関する経費は、乙(リズム学園)の負担とする。**」になります。

協定上、床の修理は、必然的にリズム学園の負担となるからです。基本協定書との関係で言えば、大規模でないが協議だと争うのは、明らかな矛盾した「答弁書」なのです。

第4 原告の「訴状」と被告の「答弁書」の対立点（Ⅱ）

（Ⅱ）「協議の記録」がないのに、砂上の楼閣の『理屈』で、無理矢理、『町負担』をさせる発想はいかなるものか。

「訴状」による原告の指摘と訴え	被告側答弁書の回答・弁明
<p>① 監査委員会は、2度にわたる聴取を行い「協議記録が存在しないことを確認した」とした上で、「協議したとは言い切れない」と判断したにもかかわらず、その後「反省をしており、今後、保存を約束した」ので、今まで「十分に協議してきたものと判断した。」との説明は奇妙奇天烈。過去の事実が、「現在の反省と未来の約束」から消滅するという魔術師のような説明は、到底、納得できません。</p> <p>② 協定書にある「<u>甲乙協議</u>」の前に「<u>大規模か否か</u>」の「<u>検討・判断</u>」が必要だ。その上で費用分担の「協議」が始まるのではないか。</p> <p>③ 監査では、「<u>床の損傷の場所と広さ</u>」から、<u>町側の負担なのか、リズム学園側の負担なのかの協議によって、その判断が求められているが、その内容が明らかにならな</u>らぬ、いきなり、「町が全額負担したことは問題はない」との間違った教育委員会の見解を追認している。</p> <p>④ 床の「<u>損傷</u>」の全てを、町立時代の保育園にするのか？ 「<u>床の劣化（損傷）の責任</u>」は、リズム学園側にはなく「<u>町立はやきた子ども園</u>」時代に「<u>にみある</u>」との認識をしたことは重大である。</p> <p>⑤ 教育委員会の見解として「<u>床の劣化は、リズム学園側に瑕疵があるものではないので、基本協定書のみを判断の根拠とせず</u>」とし、「床</p>	<p>① 監査結果の記載内容自体は認めるが、<u>その余は原告の感想であり認否の限りではない。</u></p> <p>② 否認する。 <u>町とリズム学園とが、本件工事が大規模な改築や改修等に該当することを当然の前提とした上で、その経費負担について協議を行ったものであることは自明</u>というべきである。 《とんでもない論法です。反論は後述》</p> <p>③ 否認する。 <u>町が基本協定に基づき、その判断材料としての諸般の事情を考慮して町の全額負担を決定したこと</u>に、何ら非論理性は認められない。</p> <p>④⑤ 否認ないし争う。 「<u>床の劣化はリズム学園側に瑕疵のあるものではない</u>」 これは監査対象課職員（教育委員会職員）の陳述結果を「<u>監査の実施状況の説明として記載したに過ぎない</u>」とのべ、「監査結果における判断」においては、全く触れられておらず、監査委員の判断に何ら影響を与えているものではなく原告による論難は失当とある。</p>

の劣化（損傷）の責任は、リズム学園にはない。」と明言したのです。

- 町立「はやきた子ども園」・・・

6年間の運営

- 公私連携「はやきた子ども園」・・・

修理まで7年3か月

- ⑥修繕費の負担に関して「児童館」の協定書の規則が優先され「3万円が目安・基準」とする牽強付会な答弁が横行している。その点は、町長、教育次長、教育委員会主査において共通している。

「床の劣化は経年によるものでって、通常使用によるものであるのだから、その所有者である町が修繕費を負担するのは当然。」

- ⑥各発言自体は認めるが、その評価は争う。町は基本協定に定めのある協議を行わずにいきなり類似施設である児童館の規定を適用して本件修繕費の負担を決定したのではなく、あくまで、協議における目安として、参考にしたに過ぎず、何ら非難されるべきものではない。

第5 「訴状」と「答弁書」の対立点に対する私の意見

「答弁書に対する反論①」 ①②

(答弁書①)

「陳謝・反省をし今後は記録を残し保存する」との教育委員会の回答が、どのような理論立てによって、「過去において 十分に協議してきたものと判断出来る」との結論を導き出せるのか。「事実が逆転するのか。」その説明が必要だと主張している。

答弁書に「監査結果の記載内容自体は認めるが」とあるが、「記載自体」は、客観的事実であるから、被告サイドが認めようが認めまいが、事実の変更はあり得ない。ここでの論点は、「現在の反省と未来の約束」によって「過去の事実が消滅する」とするかのような主張が、どのような論理によって成り立つのか、その証明が必要だと主張している。

この指摘と主張を「原告の感想であり認否の限りではない。」との反論があったが、果たしてこれを「原告（私）の感想」というものなのかと考え、そして「認否の限りではない」などと、かつて使用したこと言葉に出会って勉強になったと不明を恥じるべきかと思った次第。

(答弁書②)

この件は、安平町とリズム学園で交わした基本協定書の「第6条 第1項第3号」の問題である。

改めて協定書の意味を確認する。

まず、私は、協定書を念頭に以下の指摘をした。

◎協定書にある「甲乙協議」の前に「大規模か否か」の「検討・判断」が必要。その上で費用分担の「協議」が始まるのではないかと。

それに対し被告側は、「**否認する**」との「**答弁書**の意思表示」である。その上、何の説明もなく、話を先に進めて、こう述べた。

「町とリズム学園とが、本件工事が大規模な改築や改修等に該当することを当然の前提とした上で、その経費負担について協議を行ったものであることは自明というべきである。」と。

何と、乱暴な「議論の進め方よ」とあきれられるばかりである。

これは紛れもなく、**協定書の建て付けを否定歪曲するものだ。**

しかも、一気呵成に、何の論証もなく「本件工事が大規模な改築や改修等に該当することを当然の前提とした上で」とまで主張しているが、なぜそのようなことが一方的に言えるのか。

この非論理的な飛躍を原告として到底黙認するわけにはいかない。まずはこの件に関して、他の問題とも合わせ、この準備書面の最後にまとめて**裁判官の「求釈明権」の行使を要請したい。**

※**裁判官に以下の被告の主張に対して、主張の根拠の説明を求めて頂きたい。**

「本件工事が大規模な改築や改修等に該当することを当然の前提とした上で・・協議を行った。」との**答弁の根拠**を協定書に即して説明を求める。

議論するときには、一つ一つ、前提を確認しながら、組み立てていかなければならないと思っているのだが、今回の場合は、その前提となる「基本協定書」に立ち戻らざるを得ない。

そこでまず、「基本協定書」の「第6条第1項第3号」を再確認したい。

「第6条第1項第3号」

- (1)貸し付けた土地及び建物の維持管理に関する経費は、**乙（リズム学園）の負担**とする。
- (2)**ただし**、共有部分にかかる経費及び**大規模な改築や改修等の経費負担**は、甲(安平町)と乙（リズム学園）の**協議のうえ**定める。

まず、**上記の条文を分解すると次のように整理されるはず**です。

- (1) 第1段階：**「(はやきたこども園)の専用部分の維持管理に関する経費(修繕代等)は、リズム学園が負担する。**
- (2) 第2段階：**ただし**、【共有部分】にかかる経費は、安平町とリズム学園の【協議】のうえ定める。
- (3) 第3段階：**ただし「(はやきたこども園)の専用部分であつても**、**【大規模な改築や改修等の経費負担は、安平町とリズム学園の協議のうえ定める。**

※つまり、もし、**「大規模」と認定・確認されない場合は、リズム学園の負担**となる。

※リズム学園側が、「経費負担の【協議】を主張する場合は【工事が大規模の修繕である事】を説明する必要がある。
《**安平町とリズム学園の共通認識が必要となる。**》

※「大規模」の定義が、未確定のため「様々な議論」が生ずる可能性を含んでいる。

「答弁書に対する反論Ⅱ」 ③④⑤⑥

(答弁書③)

「基本協定に基づき、その判断材料として**諸般の事情を考慮して町の全額負担を決定**した」と主張。

そもそも、「責任の所在の根拠」は、「基本協定書」にある。

監査報告の7ページでは、「**第6条第1項第3号**」但し書きでは、「**共有部分に限らず、専用部分においても大規模な改築や改修等については、協議の対象となっている。**」とあります。

今回修理した**こども園の「床」は、子ども園の「専用部分」**なのです。従って、本来なら、リズム学園の負担です。

しかし、**どのような理屈で、「大規模」と判断されたのか。**

そして、**どのような協議の結果、逆転して安平町が、10割負担になったのか？**、その点の解明が求められますが、「未解明」なのです。

(答弁書④)

これについては、「否認ないし争う」とのことですが、「答弁書」を読む限り、被告側を弁護しようとする強い意欲のみが先行して、その説明には、**大きな「空白」を残しています。**

私、原告は、「子ども園の床の損傷の全ての原因を、リズム学園側には

なく町立はやきた子ども園時代にある」との教育委員会側の認識は問題だとして、両者の使用年限を示しながら、「床の劣化（損傷）の原因はどのように生まれたのか。説明されるべきだと主張しました。しかし、**それに対する「答弁書」の主張は**、肝心な「空白」を残したものでした。

(1) 「答弁書」による弁明と「原告・訴状への批判」

私の指摘に対して「答弁書」の主張は、次の2点でした。

● 1点目。

監査委員会の監査結果は、監査対象課職員（教育委員会職員）の陳述結果「床の劣化は、リズム学園側に瑕疵のあるものではない」との見解を「**監査の実施状況の説明として記載したに過ぎない**」として**監査委員並びに町長の見解とは無関係との立場を表現した**こと。

● 2点目。

「瑕疵という用語は、常識的には単なる**損傷・損耗**を意味することは明らかである。」（**以上、答弁書**）との説明があった。つまり、「床の劣化は、リズム学園側に瑕疵のあるものではない」との監査委員会報告（町側の追認）の意味は、「床の劣化はあったが、それはリズム学園時代のものではない。リズム学園時代には、瑕疵（損傷・損耗）なかった」という主張になってしまう。果たして、この説明にリアリティのある説明と言えるか。多数の幼児が活動する「こども園」においてである。

《原告の指摘》

因みに、町立の子ども園からリズム学園の子ども園に移行したときの「**基本協定書**」第6条（5）には、「・・・1年以上使用し、破損や故障の場合の修繕や買い換えの経費は乙（リズム学園）の負担とする」とある。（経年劣化や通常損耗に関係なく）

他方、今回の「床」問題については、1年はおろか、**7年3か月使用**した後の「床の破損」の責任を全て、町立の「子ども園」の責任にして、修理代の支払いを全額町に求めたというのは、**様々な意味での「意図・恣意」**を感じざるを得ない。協定書の適正な運用とは言えない。

因みに、町立「**はやきた子ども園**」から、公私連携の「**はやきた子ども園**」に**移行するとき**、安平町、リズム学園双方で確認した「**移行に伴う実務**」の諸記録。（備品台帳他）の開示を求めたが、「**不存在**」の通知を受ける。（甲第10号証）

修繕の協議記録にしても、備品等の一つ一つ、確認・点検しながら行ったであろう「備品台帳等の確認作業」。リズム学園がらみの独特の「大ざっぱさ」には、厳しい目が求められる。

(答弁書⑥)

「答弁書」は、「床の劣化は主に経年によるものであって、通常使用によるものであるのだから、その所有者である町が修繕費を負担するのは、むしろ当然」と述べ、教育委員会の「床の劣化（損傷）の責任は、リズム学園にはない」とするのと結果的に同じ立ち位置にあると言って良い。

(原告の指摘)

しかし、一般社会におけるこうした認識は、安平町とリズム学園の「協定書」には直接反映されていない。

民法で言う「経年劣化」と「通常損耗」に対する「原状回復の定め」はなく、「専用部分と共有部分」「大規模な改築、改修等」のみが、経費負担の一応の規定になっている。

しかし、少なくとも、「経費の負担区分」においては、安平町とリズム学園間の「協議」の中で改めて「経年劣化」と「通常損耗」の傷や汚れなども含め「協議」になるものと考えられるが、いずれにしても、この度の床の修理に当たっては、その為の整理がついていない。

ここで「経年による床の劣化」は、「通常損耗によるもの」

「通常損耗を超えるレベルの破損」等々、内容を区別した記録の開示が求められる。

(答弁書⑥)、

被告側は「各発言自体は認めるが、その評価は争う)との姿勢です。

答弁書では、「町は基本協定に定めのある協議を行わずに、いきなり類似施設である児童館の規定を適用して本件修繕費の負担を決定したものではなく、あくまで、協議における目安として、参考にしたに過ぎない。と、ありますが、まずは「議会答弁を再確認しましょう。

《議会答弁の再確認をしましょう》

原告側の指摘の根拠に関わる事であるので、(R3・3・1)の総務常任委員会における教育委員会主査の**答弁を確認。**

「その3万円という明確な数字は、認定こども園公私連携協定の中には存在しません。ただ、一方で、児童館の指定管理協定の中に一応3万円という基準がありますので、そちらを参酌して公私連携協定の方でも、「適用、運用」させて頂いているのが現状です。」

つまり、「適用、運用させて頂いている」のが「現状です」という意味は、「3万円という基準」を「参酌」して、「過去から現在まで、将来はわかりませんが、修理には3万円を基準にして支払って来た。」という意味ではありませんか？ 日本語的に、そうなりませんか？

今回の件で被告側の答弁書で注目すべきは、次の文言です。

「町はあくまで協議における目安として参考にしたに過ぎず、何ら非難されるべきものではない」

※裁判官へ「求釈明権」の行使の要請

答弁書・その他における「被告側の主張の根拠」を、
以下の内容に関し、被告側に説明を求めて頂きたい。

事実解明の為、『求釈明権』の行使要請Ⅰ (「大規模の定義」に関して①)

I、安平町とリズム学園において締結された「基本協定書」の「第6条第1項第3号」に「大規模な改築や改修等の経費負担は、甲(安平町)と乙(リズム学園)の協議のうえ定める。」とあります。

問い1、「大規模な改築や改修等」に関して以下の点の事例を被告に具体的に文書で例示させていただきたい。

- ①改築・改修等で「大規模か否かの議論があった事例」の具体例について
- ②「大規模であるか否か」の判断は、どこが行ったのか。「大規模」と判断された根拠は何か。
- ③「大規模でないと判断されたとき」の工事費の負担先は、リズム学園と言う認識でよいか。

事実解明の為、『求釈明権』の行使要請Ⅱ (「大規模の定義」に関して②)

答弁書に以下の記述があります。

「町とリズム学園とが、本件工事が大規模な改築や改修等に該当することを当然の前提とした上で、その経費負担について協議を行ったものであることは自明というべきである。」(答弁書 p 2)

- (1) 本件工事が、どのような理由で、「大規模」と判断されたのか。その根拠を説明させて頂きたい。
- (2) どのような協議の結果、安平町が、10割負担になったのか？協議の内容を説明させて頂きたい。
- (3) 見積もりは、リズム学園からの提起によるものか。

事実解明の為、『求釈明権』の行使要請Ⅲ (多用されている「協議」の実態の解明①)

(1) 令和4年11月28日、床増し張り工事の「工事該当場所の地図」と「費用分担の協議記録」の開示を求めたところ、「工事該当場所の地図」は、存在したが、**協議記録は取られていませんでしたので、不存在**との回答がありました。協議の結果は、**町の全額負担**となったと言う。

(協議に対する質問) ・ ・ 入札に入る前の「協議」について。

- ①はやきた子ども園の床の修繕の必要があると判断したのは、安平町か、リズム学園か？
- ②全額、安平町の負担となったのは、なぜか？その理由。
- ③なぜ、安平町とリズム学園の一定比の負担にならなかったのか。
- ④修繕の対象となった床の損傷は、どんな内容だったか？
- ⑤協議にかけた時間は、どのくらいか。
- ⑥「協議」を行い、修繕箇所の確認を行ったのは、どの役職か。
- ⑦「協議に」に使った資料は、現在も保管しているか？
- ⑧入札前のリズム学園側が提示した「**見積金額**」はいくらか？
- ⑨町長に「協議記録を取らなかった理由」をメールで聞いたところ、「**特にありません。協議を行っていましたが、記録を取らなかっただけです。**」との回答でした。「記録に対する安易さはありませんか？

事実解明の為、『求釈明権』の行使要請Ⅴ

認定子ども園の事業者公募の時の「応募資格・条件⑦」が、「認定子ども園の運営費全て負担できること」だった。**(甲第8号証)**
しかし、現在(R2~R4)では、一般財源から6千万円の補助金を出している。**(甲第9号証)**

「認定子ども園の運営費全て負担できること」が、事業者応募の条件だった。しかし、平背27年度の「民営化準備経費」として、609万円の補助をした。約束違反が膨張、拡大しているが、「事業者公募の条件」というのは、どれだけの重みがあるのか？

証拠方法（証拠説明書の通り）

甲第8号証	はやきた子ども園民営化に向けた運営事業者募集要項	2部
甲第9号証	認定子ども園運営経費	2部
甲第10号証	公文書不在通知書	2部

付属書類

1, 原告第1準備書面	1通	
2, 原告第1準備書面副本	1通	
3, 甲第8号証～甲第10号証	各2通	(写し)
4, 証拠説明書	2通	